

令和8年6月1日の入札契約制度の改正について

受注希望型指名競争入札では、各事業者の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（客観点）を利用して発注基準を設けており、入札参加業種ごとに設計金額に応じたランク付けを行っています。

令和8年6月1日以降の募集案件からは、これまでの客観点に主観的評価点を加点した総合点数でのランク付けによる発注基準を適用します。主観的評価の対象となるのは大津市に本店を有する業者（市内業者）です。

なお、この改正は市長部局に準じて行うものです。

1. 主観的評価点と新たな発注基準の適用

以下の業種については、主観的評価点を反映したうえで、新たな発注基準を適用します。

主観的評価を行わない業種についても、一部で基準を変更しております。

工事に伴う設計業務委託については、基準の変更はありません。

- ①土木一式
 - ②建築一式
 - ③舗装
 - ④電気設備
 - ⑤給排水冷暖房
 - ⑥造園
 - ⑦企業局が発注する水道・ガスパ布設工事
- 市長部局と同じ発注基準です。

2. 受注希望型指名競争入札の発注基準

主観的評価点の加点に合わせ、受注希望型各業種の発注基準は下表のとおり改正します。(赤字が改正箇所です。)

〔土木一式工事等に関するもの（市長部局と同様）〕

入札参加業種	許可建設工事の種類	適用設計金額 (単位：千円)	総合点数	
			特定許可	一般許可
土木一式工事	土木一式工事	100,000～1,000,000 未満	920～	—
		50,000～100,000 未満	800～919	—
		35,000～50,000 未満	750～799	750～
		20,000～35,000 未満	695～749	
		12,000～20,000 未満	675～694	
		8,000～12,000 未満	635～674	
		5,000～8,000 未満	565～634	
		2,000～5,000 未満	～564	
建築一式工事	建築一式工事	80,000～1,000,000 未満	800～	—
		15,000～80,000 未満	635～799	— 635～
		2,000～15,000 未満	～634	
舗装工事	舗装工事	50,000～100,000 未満	800～	—
		10,000～50,000 未満		800～
		5,000～10,000 未満	630～799	
		2,000～5,000 未満	～629	
電気設備工事	電気工事	50,000～1,000,000 未満	765～	—
		10,000～50,000 未満		765～
		2,000～10,000 未満	～764	
給排水冷暖房工事	管工事	50,000～1,000,000 未満	780～	—
		20,000～50,000 未満		780～
		2,000～20,000 未満	～779	
造園工事	造園工事	10,000～50,000 未満	700～	
		2,000～10,000 未満	～699	
解体工事	解体工事	10,000～50,000 未満	540～	
		2,000～10,000 未満	指定なし	
防水工事 塗装工事 交通安全施設工事 など	案件に応じて 別途指定する	2,000～500,000 未満	案件に応じて 別途指定する	

※総合点数とは、総合評定値と主観的評価点を合計した点数を指します。

※総合点数に加えて、次の条件が必要となります。

1. 経営規模等評価における完成工事高の2年平均又は3年平均が3,000千円以上あること
2. 営業年度の直前15年間に於いて同種工事の施工実績を有しており、建設工事入札参加申請書に添付した工事経歴書に記載されていること

〔受注希望型指名競争入札大規模工事発注基準（市長部局と同様）〕

入札参加業種	適用設計金額 (単位：千円)	業者区分別総合点数基準		
		市内業者	市外業者〔県内〕 (本社が滋賀県内)	市外業者〔県外〕 (本社が滋賀県外)
土木一式工事	800,000～1,000,000 未満	920～	1,000～	1,200～
	100,000～800,000 未満		—	—
建築一式工事	800,000～1,000,000 未満	800～	1,000～	1,200～
	100,000～800,000 未満		—	—
舗装工事	100,000～	原則として、案件に応じて個別に条件を定めた制限付一般競争入札とする。		
	50,000～100,000 未満	800～	—	—
電気設備工事	150,000～1,000,000 未満	765～	800～	900～
	50,000～150,000 未満		—	—
給排水 冷暖房工事	150,000～1,000,000 未満	780～	850～	900～
	50,000～150,000 未満		—	—

※総合点数とは以下の点数を指します。

市内業者：総合評定値と主観的評価点を合計した点数

市外業者：総合評定値の点数

※総合評定値に加えて、次の条件が必要となります。

1. 対象となる工事に係る建設業許可において、特定建設業の許可を有していること
2. 大津市内に営業所（参加業種に対応する建設業法の許可を受けた事業所及び営業所に限る）を有すること
3. 営業年度の直前15年間に於いて同種工事の施工実績を有しており、建設工事入札参加申請書に添付した工事経歴書に記載されていること

〔水道、ガス管布設工事に関するもの〕

入札参加業種	許可建設業の種類	適用設計金額 (単位：千円)	総合点数	
			特定許可	一般許可
水道管布設工事	水道施設工事 かつ管工事	100,000～1,000,000 未満	730～	—
		20,000～100,000 未満		730～
		2,000～20,000 未満	～729	
ガス管布設工事	土木一式工事 かつ管工事	100,000～1,000,000 未満	750～	—
		20,000～100,000 未満		750～
		2,000～20,000 未満	～749	
共同（水道 及びガス） 管布設工事	土木一式工事、水道 施設工事かつ管工事	100,000～1,000,000 未満	750～	—
		20,000～100,000 未満		750～
		2,000～20,000 未満	～749	

※各業種に係る総合点数は、有資格者に個別に通知しています。

※水道、ガス管布設工事（水道管橋梁添架工事、ガス鋼管工事、給排水工事等を除く）の入札に参加しようとするものは、大津市への入札参加申請書の提出に加え、大津市企業局へも管布設工事入札参加資格確認申請書を提出していることが条件です。

※特定許可については、水道管布設工事は水道施設工事、ガス管布設工事は土木一式工事、共同（水道及びガス）管布設工事は水道施設工事かつ土木一式工事の特定許可を保有する者を対象とします。

3. 担当（お問い合わせ先）

大津市企業局契約管財課（電話 077-528-2614）

入札に関する質問及び入札・契約に係る連絡用の E-mail アドレス

(nyusatsukeiyaku_renrakuyo@city.otsu.lg.jp)

※送信した旨を電話で連絡してください。

開庁時間及び当課窓口の対応時間：9時から17時